別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「第2号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額						寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人　　人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 － 500	41,945	9,178	7,990	5,450	5,204	615	369	1,472	1,326	1,204	772
501 － 1,000	73,406	16,062	13,983	9,537	9,107	1,076	645	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001 － 1,500	107,254	23,469	20,431	13,935	13,306	1,572	943	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501 － 2,000	146,104	31,970	27,831	18,982	18,126	2,141	1,285	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001 － 3,000	188,014	41,141	35,814	24,427	23,325	2,755	1,653	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001 － 4,000	233,532	51,101	44,485	30,341	28,972	3,422	2,053	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001 － 6,000	299,426	65,519	57,037	38,902	37,147	4,387	2,632	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001 － 9,000	420,737	92,064	80,145	54,663	52,197	6,165	3,699	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001 － 12,000	578,098	126,497	110,120	75,108	71,719	8,471	5,082	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001 － 15,000	743,809	162,758	141,686	96,637	92,278	10,899	6,539	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001 － 25,000	841,931 円に200人を超えるごとに 9,587 円を加算した額	184,228 円に200人を超えるごとに 2,098 円を加算した額	160,377 円に200人を超えるごとに 1,826 円を加算した額	109,386 円に200人を超えるごとに 1,246 円を加算した額	104,451 円に200人を超えるごとに 1,189 円を加算した額	12,337 円に200人を超えるごとに 140 円を加算した額	7,402 円に200人を超えるごとに 84 円を加算した額	29,524 円に200人を超えるごとに 336 円を加算した額	26,620 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	24,159 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	15,476 円に200人を超えるごとに 175 円を加算した額
25,001 － 70,000	1,321,325 円に200人を超えるごとに 9,608 円を加算した額	289,128 円に200人を超えるごとに 2,102 円を加算した額	251,696 円に200人を超えるごとに 1,830 円を加算した額	171,669 円に200人を超えるごとに 1,248 円を加算した額	163,925 円に200人を超えるごとに 1,192 円を加算した額	19,361 円に200人を超えるごとに 141 円を加算した額	11,617 円に200人を超えるごとに 84 円を加算した額	46,381 円に200人を超えるごとに 337 円を加算した額	41,821 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	37,953 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	24,313 円に200人を超えるごとに 176 円を加算した額
70,001 － 180,000	3,881,026 円に200人を超えるごとに 9,052 円を加算した額	849,232 円に200人を超えるごとに 1,981 円を加算した額	739,287 円に200人を超えるごとに 1,724 円を加算した額	504,232 円に200人を超えるごとに 1,176 円を加算した額	481,484 円に200人を超えるごとに 1,123 円を加算した額	56,868 円に200人を超えるごとに 133 円を加算した額	34,121 円に200人を超えるごとに 80 円を加算した額	136,206 円に200人を超えるごとに 317 円を加算した額	122,810 円に200人を超えるごとに 286 円を加算した額	111,444 円に200人を超えるごとに 259 円を加算した額	71,388 円に200人を超えるごとに 167 円を加算した額
180,001 人以上	2,359,828	516,369	449,518	306,594	292,763	34,578	20,747	82,801	74,662	67,751	43,397

備　考

1. 第2号被保険者数の欄は、当該年度における平均第2号被保険者数の区分をいうこと。
2. 当該年度における平均第2号被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における第2号被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、平成二十六年度の予算に係る補助金等から適用する。